

令和4年第30回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年9月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	事務補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和4年第30回 美幌町農業委員会総会
令和4年9月26日 午後1時30分開会

- | | | |
|-----------|-------------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報 告 第 5 9 号 | 第 1 4 回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報 告 第 6 0 号 | 第 9 回 農地部会会議結果報告について |
| 日 程 第 7 | 報 告 第 6 1 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 8 | 報 告 第 6 2 号 | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について |
| 日 程 第 9 | 議案第 1 2 6 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 1 0 | 議案第 1 2 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 1 1 | 議案第 1 2 8 号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 1 2 | 議案第 1 2 9 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第30回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号6番 高崎委員、同じく議席番号7番 山岸委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補と石澤事務補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告4件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第59号「第14回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第14回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和4年8月25日 美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件 令和4年度道外視察研修について。2、開催日時 令和4年8月25日 木曜日 午後2時7分から午後2時17分。3、開催場所 議会第1・第2委員会室。4、出席者 わたくしほか9名、事務局：橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。
事 務 局	会議結果についてご報告致します。令和4年度道外視察研修につきまして前回までの

経過を説明の上、現在のコロナ禍の状況で実施するのか改めて部会で議論し、部会での決定が困難であったため、部会の翌日実施する下期農作物生育状況調査にて、会長以下出席委員の意見を伺い、決定することとしました。なお、部会外での内容とはなりますが翌26日に協議を行い、道外視察研修につきましては残念ながら中止との判断に至りました。ご説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第59号「第14回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、報告第60号「第9回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。

農地部会長

第9回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。

令和4年8月25日。美幌町農業委員会 農地部会長 寺本恵二。美幌町農業委員会会長 千葉正美様。記。1、案件 美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書について。2、開催日時 令和4年8月25日 木曜日 午後2時7分から午後2時14分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか6名、事務局：加賀屋主事補、石澤事務補。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局

会議結果についてご報告致します。美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書についてですが、振興部会から依頼があり、内容について議論し、意見があれば本日の総会までに事務局まで連絡をもらうこととしました。ご説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第60号「第9回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第7、報告第61号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。

事務局

今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案7ページの1法人でございます。

【議案に基づき説明】

以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第61号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長	日程第8, 報告第62号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案8ページをご覧ください。申請人の1人目は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については9月5日に木村委員、安藤委員、石田委員で確認を行っております。続いて申請人の2人目は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については同じく9月5日に木村委員、安藤委員、石田委員で確認を行っております。2件ともに議案9ページ及び10ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として9月6日に法務局へ回答しております。以上ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第62号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第126号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号65号。
事 務 局	内容番号65号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間、合意解約年月日は令和4年9月1日、土地引渡日は令和4年9月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号65号は適当と認めます。 議案第126号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第10、議案第127号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号210号。
事 務 局	今月の案件は全27件で内容につきましては農業公社からの売渡が15件、農業公社の買入が2件、売買が1件、農業公社からの一時貸付が3件、賃貸借が6件となっております。それでは内容番号210号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をするものは札幌市の

公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案22ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号210号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で、レタス、ブロッコリー、いちご苗などを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号210号は適当と認めます。
内容番号211号。

事務局

内容番号211号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をするものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、土地明細につきましては議案22ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号211号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族5人で小麦、甜菜、大豆、カボチャ、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号211号は適当と認めます。
内容番号212号。

事務局

内容番号212号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は先の議案第126号 内容番号65号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月14日、利用調整日は令和4年9月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 7 番 内容番号212号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。
なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますので
よろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号212号は適当と認めます。
内容番号213号。
- 事務局 内容番号213号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願ひします。本
件は規模縮小に伴う売買案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、
所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積
は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、
代金の支払期限は令和4年11月30日、利用調整日は令和4年8月25日でございます。
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんより
お願ひ致します。
- 7 番 内容番号213号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが規模縮小により農地を処分することになり、あっせん調整の結果、
〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜、玉葱を作
付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号213号は適当と認めます。
内容番号214号。
- 事務局 内容番号214号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願ひします。本
件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をするものは札幌市の公益財団法人北
海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在
地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4
年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月1
6日でございます。
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお
願ひ致します。
- 6 番 内容番号214号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していまし
たが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品、玉葱、
人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号214号は適当と認めます。
内容番号215号。

事務局 内容番号215号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案22ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3番 内容番号215号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号215号は適当と認めます。
内容番号216号。

事務局 内容番号216号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3番 内容番号216号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化し、馬鈴薯、人参、ごぼうなどを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号216号は適当と認めます。
内容番号217号。

事務局 内容番号217号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件は規模縮小に伴う農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案23ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月14日、利用調整日は令和4年9月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 3 番 内容番号217号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが規模縮小により所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号217号は適当と認めます。
内容番号218号。なお、内容番号218号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)
- 事務局 内容番号218号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願ひします。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案23ページをご覧願ひします。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 14 番 内容番号218号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号218号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)
- 議 長 内容番号219号。
- 事務局 内容番号219号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願ひします。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 3 番 内容番号219号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化し、小麦、玉葱、人

参、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号219号は適当と認めます。
 内容番号220号。

事 務 局 内容番号220号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。
 本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北
 海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地
 は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案23ページをご覧ください。売
 買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期
 限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計
 画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
 満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致し
 ます。

3 番 内容番号220号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸してしま
 が、今回、期間満了により売買するものです。なお、先の内容番号217号で説明のと
 おり、〇〇さんは規模縮小を図りますが、この農地については公社から売渡を受け
 ることを約束していたため購入するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品、人
 参を作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号220号は適当と認めます。
 内容番号221号。

事 務 局 内容番号221号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。
 本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北
 海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地
 は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年
 9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16
 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法
 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担
 当委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号221号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸してしま
 が、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、菜豆、甜
 菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号221号は適当と認めます。
 内容番号222号。

事務局 内容番号222号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番 内容番号222号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、菜豆、甜菜、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号222号は適当と認めます。
内容番号223号。

事務局 内容番号223号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番 内容番号223号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが平成26年に10年間の一時貸付を受けましたが、今回、本人の申し出により早期に売渡を受けるため売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、菜豆、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号223号は適当と認めます。
内容番号224号。なお、内容番号224号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事務局 内容番号224号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当

当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号224号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品、ソバを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号224号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号225号。

事 務 局

内容番号225号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号225号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸し、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ100頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号225号は適当と認めます。
内容番号226号。

事 務 局

内容番号226号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番

内容番号226号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で酪農のほか、小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号226号は適当と認めます。
内容番号227号。なお、内容番号227号につきましては〇〇委員が当事者の配偶者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号227号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年9月27日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号227号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

事 務 局

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号227号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号228号。

事 務 局

内容番号228号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年9月27日から令和9年7月25日までの5年間、利用調整日は令和4年9月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号228号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は7月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号228号は適当と認めます。

内容番号229号。

事務局

内容番号229号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年9月27日から令和9年7月25日までの5年間、利用調整日は令和4年9月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号229号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ50頭を搾乳し、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号229号は適当と認めます。
内容番号230号。

事務局

内容番号230号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧頂きます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年9月27日から令和9年7月25日までの5年間、利用調整日は令和4年9月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号230号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ25頭を搾乳し、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号230号は適当と認めます。
内容番号231号。

事務局

内容番号231号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧頂きます。本件は規模縮小に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年9月27日から令和7年9月30日までの3年間、利用調整日は令和4年8月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7番

内容番号231号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、小麦、豆類、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号231号は適当と認めます。
内容番号232号から236号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号232号から236号につきまして一括ご説明致します。本件は離農に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年9月27日から令和9年9月30日までの5年間、利用調整日は令和4年8月18日でございます。内容番号232号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号233号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案25ページをご覧ください。内容番号234号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号235号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案25ページをご覧ください。内容番号236号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案25ページをご覧ください。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号232号から236号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになり、あっせん調整の結果、それぞれ次の者に賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品と人参を。〇〇さんは法人化され、畑作四品を。〇〇さんは家族2人で畑作四品を。〇〇さんは家族5人で畑作四品を。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されてますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号232号から236号は適当と認めます。
議案第127号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第11、議案第128号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号39号。

事 務 局

内容番号39号の説明の前に内容番号39号から46号まで〇〇に関する案件となっております。確認委員がそれぞれ分かれている関係上、内容番号を分けて説明させていただきます。それでは内容番号39号についてご説明致します。参考資料は28ページと29ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の

所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 1 番

内容番号39号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月17日、小泉委員、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号39号は適当と認めます。
内容番号40号。

事 務 局

内容番号40号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号40号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月17日、重清委員、齋藤委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。
内容番号41号。

事 務 局

内容番号41号についてご説明致します。参考資料は31ページと32ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号41号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月12日、高崎委員、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号41号は適当と認めます。
内容番号42号。

事 務 局

内容番号42号についてご説明致します。参考資料は33ページと34ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案30ページをご覧ください。願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

- 6 番 内容番号42号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月24日、中村委員、梅津委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号42号は適当と認めます。
内容番号43号。
- 事 務 局 内容番号43号についてご説明致します。参考資料は35ページから38ページをご覧願ひします。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案30ページをご覧願ひします。願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
- 3 番 内容番号43号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月17日、日並洋委員、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号43号は適当と認めます。
内容番号44号。
- 事 務 局 内容番号44号についてご説明致します。参考資料は39ページをご覧願ひします。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
- 14 番 内容番号44号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月17日、梅津委員、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号44号は適当と認めます。
内容番号45号。
- 事 務 局 内容番号45号についてご説明致します。参考資料は40ページをご覧願ひします。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
- 4 番 内容番号45号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の変電所敷地となっており、畑としては使われておらず、農地

・採草 放牧地以外であることを8月18日、鎌仲委員、田村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号45号は適当と認めます。
内容番号46号。

事 務 局

内容番号46号についてご説明致します。参考資料は41ページと42ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号46号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、〇〇の鉄塔敷地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月18日、鎌仲委員、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。
内容番号47号。

事 務 局

内容番号47号についてご説明致します。参考資料は43ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は現況地目変更のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号47号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、住宅へ向かう私道や住宅敷地、山林となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを9月6日、日並洋委員、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。
議案第128号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第12、議案第129号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。
内容番号30号。

事 務 局

内容番号30号についてご説明致します。参考資料は45ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和4年9月6日、利用調整を行った時期が令和4年9月6日から令和4年9月20日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財

団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。
議案第129号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入
協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第30回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時35分